

徳島県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第二百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月六日

徳島県知事 後藤田正純

指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止
名 称	名 称	所 在 地	所 在 地	年 月 日
株式会社ケイアン ドエム	むかい福祉用具レンタル・販売部	徳島市西新浜町二丁目二番 七八号	徳島市西新浜町二丁目二番 七八号	特定介護予防 福祉用具販売
				令和七年十月 二十日
				令和七年十二 月三十一日